

関島社会保険労務士事務所便り

2020年
11月号

関島社会保険労務士事務所
（ひがし東京中小企業者組合）
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



最高裁 非正規社員の諸手当・年始等の休暇 認める

◆非正規待遇格差での最高裁判断

日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差について、東京・大阪・佐賀の各地裁で起こした3つの裁判について、最高裁は10月15日、審理対象になった5項目の「扶養手当」「年末年始勤務手当」「年始の祝日休」「病気休暇」「夏期冬期休暇」について、継続的な勤務が見込まれる契約社員の労働条件が正社員と違うのは「不合理」と認めました。

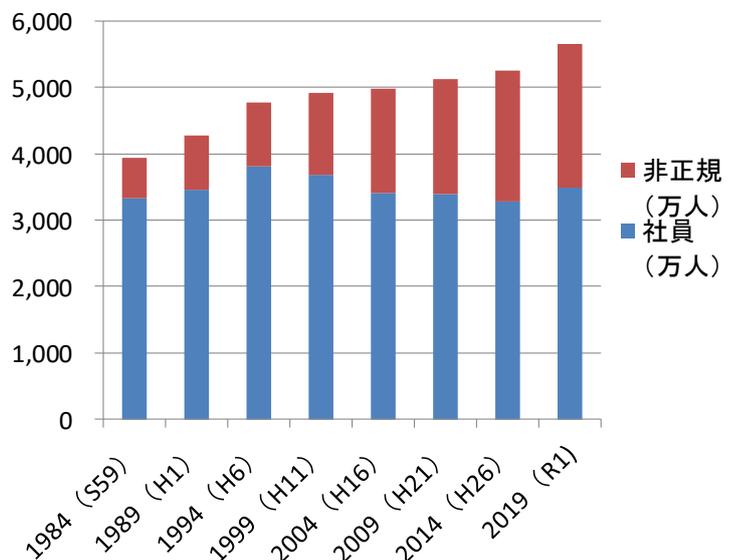
非正規雇用が全労働者の40%近くまで急増しているなかで注目されます。

一方、10月13日、最高裁は、非正規従業員に退職金や賞与を支払わないことの是非が争われた2件の裁判の上告審において、いずれも「不合理とまでは評価できない」との判断を示しました。

大阪医科薬科大訴訟は賞与の不支給について、メロコマース訴訟は退職金の不支給について争われていました。メロコマース訴訟について、5人の裁判官のうち宇賀克也裁判官は反対意見を述べています。

正規雇用と非正規雇用

| | 社員 (万人) | 非正規 (万人) | 雇用者 (万人) | 非正規 割合 (%) |
|------------|------------|-------------|-------------|---------------|
| 1984 (S59) | 3,333 | 604 | 3,936 | 15.3 |
| 1989 (H1) | 3,452 | 817 | 4,269 | 19.1 |
| 1994 (H6) | 3,805 | 971 | 4,776 | 20.3 |
| 1999 (H11) | 3,688 | 1,225 | 4,913 | 24.9 |
| 2004 (H16) | 3,410 | 1,564 | 4,975 | 31.4 |
| 2009 (H21) | 3,395 | 1,727 | 5,124 | 33.7 |
| 2014 (H26) | 3,288 | 1,967 | 5,256 | 37.4 |
| 2019 (R1) | 3,494 | 2,165 | 5,660 | 38.3 |



平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」
平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」

再度の延長が検討されています

雇用調整助成金

新型コロナウイルスの影響で、厳しい雇用情勢が続く中、政府は、雇用調整助成金の上限額の引き上げなどの特例措置について、12月末までとなっている期限を延長する方向で検討を進めていますが、特例措置の縮小を求める意見もあることから、与党との協議も踏まえ判断することとしています。

経営が悪化した企業が雇用を維持するための「雇用調整助成金」について、政府は、新型コロナウイルスの影響を受けた企業への特例措置として、ひとり1日当たり8,330円の助成金の上限額を1万5,000円に、従業員に支払った休業手当などの助成率を、大企業は75%、中小企業は100%にそれぞれ引き上げています。

この特例措置の期限は、12月末までとなっていますが、有効求人倍率が9か月連続で低下するなど、厳しい雇用情勢が続いていること

から、政府は、来年3月末まで延長する方向で検討を進めています。

一方、今年2月からの支給額が1兆9,489億円に上るなど、財政負担が重くなっているうえ、労働力の移動が進まなくなるという懸念から、政府内では、特例措置の縮小を求める意見も出ています。

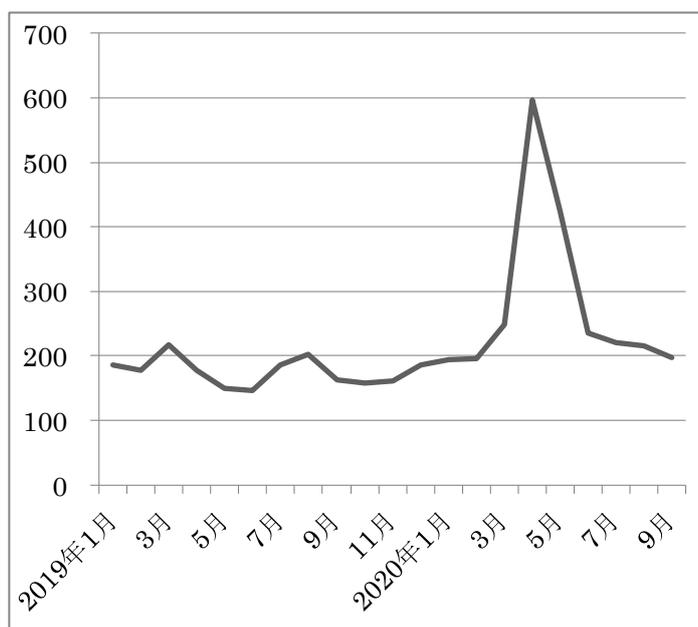
また、総務省が10月30日発表した9月の雇用統計では、職場での仕事を休まれた休業者は197万人で、新型コロナ危機後で初めて200万人を下回り、一時は600万人ちかくに上っていましたが、ほぼコロナ前の水準に戻ってきています。

このため政府は、今後の経済情勢や与党との協議も踏まえ最終的に判断するとしています。

休業者数はコロナ前の水準に

(単位万人)

| | 男 | 女 | 総数 |
|---------|-----|-----|-----|
| 2019年1月 | 78 | 108 | 186 |
| 2月 | 69 | 108 | 177 |
| 3月 | 76 | 142 | 218 |
| 4月 | 69 | 108 | 177 |
| 5月 | 61 | 88 | 149 |
| 6月 | 57 | 89 | 146 |
| 7月 | 68 | 118 | 186 |
| 8月 | 81 | 122 | 202 |
| 9月 | 64 | 99 | 162 |
| 10月 | 62 | 96 | 158 |
| 11月 | 67 | 94 | 161 |
| 12月 | 80 | 107 | 186 |
| 2020年1月 | 80 | 114 | 194 |
| 2月 | 77 | 119 | 196 |
| 3月 | 89 | 159 | 249 |
| 4月 | 240 | 357 | 597 |
| 5月 | 167 | 256 | 423 |
| 6月 | 99 | 137 | 236 |
| 7月 | 97 | 123 | 220 |
| 8月 | 91 | 126 | 216 |
| 9月 | 79 | 118 | 197 |



資料出所 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

「65歳超雇用推進助成金」

60歳以上の被保険者がいる職場の定年延長を推進

本助成金は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げや、高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢者の雇用の推進を図ることを目的としています。

◆制度の概要

A 65歳以上への定年引上げ、B 定年の定めの廃止、C 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成金が支給されます。

◆主な支給要件

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- 制度を規定した就業規則を整備していること。

- 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日までの間に高年齢者雇用安定法の規定と異なる定めをしていないこと。
- 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- 高年齢雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理に関する次の措置を1つ以上実施している事業主であること。
 - ①教育訓練の実施、②作業施設・方法の改善、③健康管理、安全衛生の配慮、④職域拡大、⑤処遇の改善、⑥賃金体系の見直し、⑥勤務時間制度の弾力化
- 定年引上げ等実施後2か月以内に申請すること

◆支給額

【 A. 65歳以上への定年引上げ 】 【 B. 定年の定めの廃止 】

() は引上げ幅

| 措置内容 60歳以上 被保険者数 | A | | | | B |
|------------------------|----------|-------|-----------|--------|--------------|
| | 65歳まで引上げ | | 66歳以上に引上げ | | 定年の定めの 廃止 |
| | (5歳未満) | (5歳) | (5歳未満) | (5歳以上) | |
| 1~2人 | 10万円 | 15万円 | 15万円 | 20万円 | 20万円 |
| 3~9人 | 25万円 | 100万円 | 30万円 | 120万円 | 120万円 |
| 10人以上 | 30万円 | 150万円 | 35万円 | 160万円 | 160万円 |

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 】

() は引上げ幅

| 措置内容 60歳以上 被保険者数 | C | | | |
|------------------------|----------|------|--------|--------|
| | 66~69歳まで | | 70歳以上 | |
| | (4歳未満) | (4歳) | (5歳未満) | (5歳以上) |
| 1~2人 | 5万円 | 10万円 | 10万円 | 15万円 |
| 3~9人 | 15万円 | 60万円 | 20万円 | 80万円 |
| 10人以上 | 20万円 | 80万円 | 25万円 | 100万円 |

(注)定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額はいずれか高い額のみとなります。

●福祉施設の労災 1万人超

厚生労働省のまとめによると、特別養護老人ホームなど社会福祉施設での昨年の労災による死傷者数が1万人を超え、1999年の統計開始以降、過去最多となったことがわかった。原因としては、腰痛など「動作の反動・無理な動作」が34%と最多で、次いで「転倒」が33%。「交通事故」「転落」も多かった。年齢別では60歳以上の占める割合が32%で、高年齢者の労災が目立った。(10月30日)

●企業年金の利率 19年ぶりに引下げ

第一生命保険は、企業から預かる年金資金の運用で約束していた予定利率を2021年10月に年1.25%から0.25%に引き下げると発表した。他社も追随する可能性がある。予定利率が下がれば、確定給付企業型の企業年金がある企業は掛金の追加拠出などの対応を迫られることになる。(10月29日)

●再雇用後の基本給6割未満は不合理 地裁

定年後再雇用者の賃金減額の是非が争われた訴訟で、名古屋地裁は、同じ仕事なのに基本給が定年前の6割を下回るの是不合理に当たるとして、名古屋自動車学校に差額分の賃金の支払いを命じた。原告は定年前と比べて業務内容や責任は同じだったが、基本給は約4～5割に下がっていた。(10月29日)

●年末年始の休暇延長を企業に要請へ

政府は、23日の新型コロナウイルス分科会で年末年始の感染対策に関する提言をまとめる予定。2021年は1月4日を仕事始めとする企業が多く、休暇期間が短いと人の移動が特定の日に集中しやすいことから、帰省や初詣の混雑を避けるためにも、11日の祝日まで休暇延長を促す。長期の連休や分散休暇にするよう企業に働きかける。(10月23日)

●年金機構 過払金約4,000万円回収不能に

会計検査院は、日本年金機構が公表した200万円以上の過払金事務処理ミス(178件)について調査した結果、そのうち68件は過払分の全部または一部が時効期限を過ぎており、請求できなくなっていたことがわかった。返納手続きの遅れが原因とされているが、機構はこうした事態を把握していなかったとし、検査院は機構に改善を求めるとともに、厚労省にも指導監督を要請した。(10月21日)

●コロナ倒産600件 東京商工リサーチ

19日、東京商工リサーチの発表によると、新型コロナ関連の倒産が600件に達し、10月に入っても、増加のペースは、ひと月で100件を記録した9月と同様となっていることが明らかになった。飲食、アパレル、宿泊の業種で件数が多い。小規模零細企業を中心とした倒産は、今後加速する可能性もあるとしている。(10月20日)

●中小のテレワーク導入進まず

総務省による実態調査(従業員10人以上の国内3万社が対象。約5,400社が回答)の結果から、中小企業でテレワークの導入が進んでいない実情がわかった。従業員数が少ないほど導入比率が下がり、20人未満規模の企業では21%にとどまる。また、導入企業の21%(300社超)で、明確なセキュリティ担当者がおらず、安全対策の脆さも明らかになった。(10月13日)

